

### 1 計画策定の趣旨

本県の刑法犯認知件数<sup>1</sup>は、平成16年には戦後最多となる約18万件に達しました。同年、議員提案による「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、この条例に基づき平成17年に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」が策定されました。

その後、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりは県内で着々と進展し、特に自主防犯活動団体は、平成18年6月に日本一の団体数になりました。このような県民総ぐるみによる防犯のまちづくりによって、本県の刑法犯認知件数は、令和5年には約5万件と、平成16年と比較して70%以上も減少するなど、大きな成果を上げています。

しかし、令和2年度から令和6年度までの第4期計画（以下「前計画」という。）の期間中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、刑法犯認知件数は大幅に減少しましたが、行動制限の緩和等に伴い令和4年には、18年振りに増加に転じました。特に、高齢者を対象とした特殊詐欺<sup>2</sup>被害が多発傾向にあるほか、自転車盗をはじめとした乗り物盗や侵入窃盗などの県民の生活に身近な犯罪<sup>3</sup>が増加しています。

また、本県は、今後75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれており、これに伴う犯罪情勢の変化への対応や、地域の防犯体制の維持なども課題となっています。

第5期計画（以下「本計画という。」）は、刑法犯認知件数の減少などの成果を上げた前計画の体系を生かしつつ、当面する課題に対応するため、防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策などを定めるもので、県民に不安を与える犯罪の被害防止対策やDXの取組を強化し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献するものです。



1. 警察において発生を認知した刑法犯の件数。 2. 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む）の総称。 3. 本計画では、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗及び特殊詐欺をいう。

### 2 計画の基本目標

県民が安全で安心して暮らせるよう犯罪を防止・減少させるための地域環境をつくります。

### 3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年計画です。

### 4 計画のポイント

- (1) 計画は条例の基本理念に基づき、当面する課題への対応等を加えた7つの施策ごとに取組を体系化しています。
- (2) 基本目標を達成するため、施策には可能な限り数値目標を設定しています。
- (3) 毎年度、計画の達成状況を評価します。

### 5 計画の基本構成

- (1) 本県の犯罪情勢  
本県を取り巻く犯罪情勢の傾向を分析します。
- (2) これまでの主な取組と成果  
防犯のまちづくりに関するこれまでの取組、長期目標及び各指標の達成状況を検証します。
- (3) 今後の課題  
本県における犯罪情勢及びこれまでの取組と成果を踏まえた上で、防犯のまちづくりに関する現状を整理し、今後解決すべき課題を示します。
- (4) 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向  
本計画における基本方針、長期目標及び施策体系を示します。
- (5) 防犯のまちづくりに関する主な取組と指標  
施策の内容、目標を達成するための主な取組事項及び指標を示します。